

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月から平成〇年〇月まで、A県A市所在の会社B（以下「会社」という。）の土木作業員として、主にC製錬所の設備改修作業において、コンクリートブレーカーやピックを使用してコンクリートのはつり作業に従事してきた。

請求人によると、平成〇年か〇年頃から握力が弱くなりハンマーを落とすようになったほか、両手の全指の関節に痛みが走るようになり、数年後には肘のしびれを感じるようになり、離職後も痛みやしびれの症状が強くなっているとしている。

請求人は、平成〇年〇月〇日D内科外科医院に受診したところ「振動障害」（以下「本件疾病」という。）と診断され、療養を開始した。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 振動障害の業務上外の判断については、労働省（現厚生労働省）労働基準局長が、「振動障害の認定基準について」（昭和52年5月28日付け基発第307号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとするので、以下認定基準に基づき検討する。

(2) 請求人の振動業務従事歴については、請求人の職歴申立書等を確認したところ、15年7か月間振動業務に従事していたことが認められ、決定書理由第2の2の(2)の(ア)に説示するとおり、「振動業務に相当期間従事した」ものに該当すると判断する。

(3) レイノー現象の有無については、平成〇年〇月〇日付け振動障害診断票（以下「診断票」という。）において、E医師は「無」としているほか、労働局地方労災医員協議会振動障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書（以下「意見書」という。）において、「無」との意見を述べており、当審査会としては、決定書理由第2の2の(2)のイの(ア)に説示するとおり、レイノー現象の発現は確認できないものと判断する。

(4) 次に、「手指、前腕等の末梢循環障害」、「手指、前腕等の末梢神経障害」及び「手指、前腕等の骨、関節、筋肉、腱等の異常による運動機能障害」について検討する。

ア 末梢循環障害については、E医師は診断票において「認められる。」として

いるのに対し、専門部会は意見書において、要旨、常温下での皮膚温及び爪圧迫は正常値であり、冷水負荷検査における回復の状況をも、皮膚温、爪圧迫とも回復の状況は良好であるとして、認められないとの意見を述べている。また、F医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定意見書（以下「鑑定意見書」という。）において、要旨、診断票の検査結果をみると、常温下での皮膚温や爪圧迫については、異常なしもしくは軽度の異常が認められるものの、冷水負荷検査後の皮膚温、爪圧迫検査及び皮膚温の回復は正常であることから、認められないものと判断するとしている。

以上のとおり、専門部会の意見及び鑑定意見に加え、傷病の経過等に鑑みると、当審査会としても、決定書理由第2の2の（2）のイの（イ）に説示するとおり、末梢循環障害は「認められない。」ものと判断する。

イ 末梢神経障害については、E医師は診断票において「著明に認められる。」としているのに対し、専門部会は、意見書において、要旨、常温下における痛覚は高度異常値であり、冷水負荷検査後における痛覚は感覚脱失に近い異常値であるが、振動覚については常温下及び冷水負荷検査後もほぼ正常値であることなどから、振動ばく露による著しい末梢神経障害とは認められないとの意見を述べている。また、F医師は、鑑定意見書において、要旨、痛覚は常温下でも冷水負荷検査後でも異常値を示しているが、振動覚は、常温下で軽度異常、冷水負荷検査後は正常値であることから、総合的に判断すると、振動ばく露による末梢神経障害は認められるものの著しいとは判断できないとの意見を述べている。

E医師は異なる判断を示すも、専門部会とF医師の意見は明確であり、当審査会としても、決定書理由第2の2の（2）のイの（ウ）に説示するとおり、著しい末梢神経障害は認められないものと判断する。

ウ 運動機能障害について、E医師は、診断票において「著明に認められる。」としているが、専門部会は、意見書において、要旨、診断票における数値だけをみれば、中程度から高度異常があると思われるが、筋萎縮、上肢の骨、関節の変形・異常等はみられず、振動ばく露による手指、前腕等の骨・関節、筋肉、腱等の異常による運動機能障害があるとは認められないとの意見を述べている。また、E医師は、鑑定意見書において、要旨、診断票の視触診等の検査結果をみると、筋圧痛・硬結に軽度異常が認められるものの、筋萎縮

に異常はなく、X線写真から上肢の骨、関節の変形・異常等はなく、関節可動域にも制限は認められず、請求人の年齢を考慮しても、握力の低下は軽度認められるものの運動機能障害とは認められないとの意見を述べている。

以上のとおり、E医師は「著明に認められる」旨の所見を述べるも、当審査会としては、専門部会及びF医師の意見の方が根拠が明確であると判断するところであり、決定書理由第2の2の(2)のイの(エ)に説示するとおり、振動ばく露による運動機能障害についても認められないものと判断する。

(5) 以上みたとおり、請求人の本件疾病は、認定基準の要件を満たさず、業務上の事由による疾病とは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。